

別表1 高齢者バリアフリー型

次に掲げる4つの要件を全て満たす工事とする。

1 世帯要件	<p>高齢者世帯で、かつ、世帯員全員の前年の所得総額が350万円未満の世帯が行う工事（高齢者と高齢者以外（18歳未満の世帯員を除く）からなる世帯の所得においては、公的年金等を除く。）</p>
2 住宅要件	<p>由布市内にあり、高齢者世帯が居住している住宅で行う工事（既存住宅を購入する場合を含む。）</p> <p>ただし、離れ等の付属棟のみを改修する場合は除く。店舗等の用途を兼ねる場合は、その用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものを含む。</p> <p>マンション等の共同住宅も対象とする。ただし、専有部分のみとする。</p> <p>昭和56年5月以前に建てられた木造住宅にあつては、耐震アドバイザー派遣制度を利用すること。</p>
3 工事要件	<p>次の第1号から第10号の一以上を行い、かつ、第13号を満たす工事（第1号から第10号の一以上とあわせて行う第11号又は第12号を含む。）</p> <p>(1) 高齢者用の寝室等の増築工事 寝室等とは、寝室のほか収納、便所、浴室、洗面所および廊下を含む。（以下「寝室等」という。）増築部分は、段差をなくす等高齢者に配慮した仕様にする。</p> <p>(2) 高齢者用の寝室等の間取り変更工事</p> <p>(3) 高齢者用の寝室等の内装改修工事</p> <p>(4) 床の段差解消工事、スロープ設置工事</p> <p>(5) 手すり設置工事</p> <p>(6) 高齢者のために行う便所改修工事</p> <p>(7) 高齢者のために行う浴室、洗面所改修工事</p> <p>(8) 高齢者用のベッド設置のため畳を板張りに変更する工事</p> <p>(9) 車椅子対応型流し台設置工事</p> <p>(10) その他知事が認めるバリアフリー改修工事</p> <p>(11) 省エネ改修工事（ヒートショック対策工事を含む）</p> <p>(12) 宅内配管設備工事（合併処理浄化槽設置に伴うものに限る。）</p> <p>(13) 補助対象工事費が30万円以上の工事</p>
4 施工者要件	<p>次の各号の一に該当する施工者が行う工事</p> <p>(1) 大分県内に本店を有する法人</p> <p>(2) 大分県内に住民票がある個人</p>